

現地審査の実施が著しく困難な場合の 現地審査の代替措置の実施基準



一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

改廃履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	2020年9月29日	「現地審査の実施が著しく困難な場合の現地審査の代替措置の実施」に伴い、第1版を制定する。	2020年10月1日

目 次

1. 一般	1
1.1 適用範囲	1
1.2 定義	1
2. 現地審査を実施することが著しく困難な場合の現地審査の代替措置	1
3. 遠隔審査	1
4. 遠隔審査の実施体制の要求事項	1
4.2 遠隔審査の実施に関する審査機関の手続	1
4.2.1 遠隔審査の実施の承認	1
4.2.2 実施事項の変更	2
5. 遠隔審査の実施	2
5.1 遠隔審査の実施にあたっての遵守事項	2
5.2 遠隔審査の対象となる事業者	2
5.3 事前の資料等の提出等	2
5.3.1 事前の資料等の提出及び確認	2
5.3.2 資料等の提出方法	2
5.4 遠隔審査の実施	2
5.4.1 審査及び審査方法の決定	2
5.4.2 遠隔審査の実施環境の整備	2
5.4.3 申請者の実施環境の整備	3
5.4.4 遠隔審査の面接対象者	3
5.4.5 本人確認	3
5.4.6 遠隔審査の実施	3
5.4.7 遠隔審査結果に基づく付与適格決定	3
6. 遠隔審査における障害等の発生	3
6.1 障害等の発生	3
6.2 報告	4
7. 事故等への対応	4
8. 基準の改正	4

1. 一般

1.1 適用範囲

この基準は、プライバシーマーク指定審査機関（以下「審査機関」という。）によるプライバシーマーク付与の適格性に関する審査（以下「付与適格性審査」という。）について、現地審査を実施することが著しく困難な場合における、現地審査の代替措置に関する事項を定める。

1.2 定義

この基準で使用する用語は、この基準に特段の定めがあるもののほか、「プライバシーマーク制度基本綱領」、「プライバシーマーク指定審査機関指定基準」、「プライバシーマーク指定審査機関の指定に関する規約」及び日本産業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」（以下「JIS」という。）において使用する用語の例による。

2. 現地審査を実施することが著しく困難な場合の現地審査の代替措置

プライバシーマーク付与機関（以下「付与機関」という。）は、天変地異や感染症等により、審査機関が付与適格性審査における現地審査を実施する事が著しく困難であると付与機関が判断した場合には、一定の期間を定め、当該審査機関が実施する現地審査の全部又は一部を、本基準において定める方法により代替して実施することを認めることができる。

3. 遠隔審査

審査機関は、前項により付与機関が認めた場合には、審査機関と事業者との間で音声と映像とが即時に相手方に伝わり、適時かつ的確に双方の意思の伝達ができる仕組みを用いて、付与機関が認めた方法による審査（以下「遠隔審査」という。）を行うことができる。

4. 遠隔審査の実施体制の要求事項

4.1 遠隔審査の実施に関する審査機関の体制構築

審査機関は、遠隔審査の実施をする場合には、以下の事項を含む、遠隔審査に必要な体制を構築し整備しなければならない。

- a) 遠隔審査の実施のために事業者から提出された情報の適正管理および取扱い
- b) 遠隔審査の実施におけるシステムを含む情報セキュリティ対策
- c) 遠隔審査の実施において発生した事故等への対応手順
- d) 審査員及び審査機関職員を含む、遠隔審査を実施する要員への教育及び監督

4.2 遠隔審査の実施に関する審査機関の手続

4.2.1 遠隔審査の実施の承認

審査機関は、遠隔審査を行おうとする場合には、あらかじめ以下の事項を含めた遠隔審査の実施要領を付与機関に提出し、遠隔審査の実施について付与機関の承認を得なければならない。

- a) 遠隔審査を実施する対象及び条件
- b) 遠隔審査の実施環境及び体制
- c) 遠隔審査を予定する審査件数

d) 本基準 7. において定義する事故等が発生した場合の対応手順

4.2.2 実施事項の変更

審査機関は、4.2.1 の各号の事由を変更しようとする場合には、事前に付与機関に提出し、承認を得なければならない。

5. 遠隔審査の実施

5.1 遠隔審査の実施にあたっての遵守事項

審査機関は、遠隔審査の実施にあたっては、本基準のほか付与機関が定める規則及び手順を遵守しなければならない。

5.2 遠隔審査の対象となる事業者

審査機関は、以下の事項について同意する旨を記載した申請書等を、2. で定められた期間内に当該審査機関に提出した事業者に限り、現地審査に替えて遠隔審査を実施することができる。

- a) 現地審査に替えて遠隔審査を実施すること
- b) 遠隔審査の実施にあたって、審査機関が求める資料等を提出すること
- c) 遠隔審査を実施するために必要な機材及びネットワーク環境等を整備すること
- d) その他、遠隔審査を実施するために必要な事項を実施すること

5.3 事前の資料等の提出等

5.3.1 事前の資料等の提出及び確認

審査機関は、申請者の PMS の運用状況を評価するため、申請者に対し、事前の資料等の提出を求め、その内容を確認しなければならない。

5.3.2 資料等の提出方法

審査機関は、申請者との間の連絡又は電子ファイルの送受信等を行う場合には、適切なセキュリティ対策が施された手法を用いるなど、必要かつ適切な方法を選択しなければならない。

5.4 遠隔審査の実施

5.4.1 審査及び審査方法の決定

審査機関は、遠隔審査の実施にあたって、審査日及び審査方法を申請者と協議の上、決定する。

5.4.2 遠隔審査の実施環境の整備

審査機関は、遠隔審査の実施にあたって、必要な実施環境を整備しなければならない。遠隔審査に必要な実施環境には、以下の事項を含むものとする。

- a) 遠隔審査に使用するソフトウェア等に修正プログラムを適用し、必要なアップデート等を行うこと
- b) 遠隔審査に使用するソフトウェア等において、アクセス制限を施す等、必要かつ適切な方法によって使用すること

- c) 遠隔審査の実施にあたっては、暗号化されたインターネット回線等、適切なセキュリティが施された通信回線を使用すること
- d) 遠隔審査に使用する機器において、適切なアカウントの管理、セキュリティ対策ソフトの導入等、必要なセキュリティを施すこと
- e) 前各号に定めるもののほか、遠隔審査の実施に関して付与機関が定める事項を遵守すること

5.4.3 申請者の実施環境の整備

審査機関は、申請者に対し、遠隔審査にあたって、必要な実施環境について整備させ、遠隔審査に先立ち、遠隔審査の実施環境を確認しなければならない。

5.4.4 遠隔審査の面接対象者

審査機関は、申請者に対し、遠隔審査の面接対象者について、事前に届出をさせるものとする。

5.4.5 本人確認

審査機関は、遠隔審査にあたって、面接対象者の本人確認を実施するものとする。

5.4.6 遠隔審査の実施

審査機関は、申請者のPMSの運用状況を評価するため、遠隔審査を実施する。遠隔審査においては、少なくとも以下に示す事項を評価しなければならない。

- a) PMSにおける代表者の責任及び役割
- b) PMSに関する内部の組織及び手順
- c) PMSに関する安全管理措置
- d) 教育の実施及び理解度の確認
- e) 監査の実施
- f) 是正処置及びフォローアップ
- g) 代表者による見直し
- h) 前各号に掲げるもののほか、PMSの運用状況の評価に必要な事項

5.4.7 遠隔審査結果に基づく付与適格決定

審査機関は、遠隔審査の結果に基づき付与適格決定を行ったとき、その決定の内容（審査方法、決定を行った事業者の名称及びプライバシーマーク付与登録番号を含む。）を付与機関に報告しなければならない。

6. 遠隔審査における障害等の発生

6.1 障害等の発生

遠隔審査の実施において、通信回線又はシステム等の障害その他の事由により、遠隔審査が中断することとなった場合には、中断事由が解消された後に遠隔審査を継続するものとする。

6.2 報告

審査機関は、遠隔審査の実施において、障害等が発生した場合には、遅滞なく付与機関に報告しなければならない。

7. 事故等への対応

審査機関は、遠隔審査の実施において、以下の事由が発生したときは、速やかに付与機関に報告を行うものとし、付与機関の指示に従うものとする。

- a) 個人情報の漏えい、滅失若しくはき損又はそのおそれ
- b) 審査情報（付与適格性審査において取扱われる情報のことをいう。）の漏えい、滅失若しくはき損又はそのおそれ
- c) 遠隔審査の実施機器若しくは審査情報を取扱うシステム等への不正若しくは不適切なアクセス又はそのおそれ

8. 基準の改正

この基準の改正は、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て付与機関が行う。

本頁は空白です。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル

Tel: 03-5860-7563

Fax: 03-5573-0562

URL: <https://privacymark.jp/>